

第3章 自然共生社会の形成

第1節 環境の現状

植物や動物はもとより、それらの生存基盤となる土壌や地形・地質、大気や水など、自然環境を構成する要素を総合的に組み合わせて本県の自然環境を概観すると、大きく「高山帯・亜高山帯（山岳地域）」、「山地帯（奥山地域）」、「丘陵帯・平野帯（里地里山、田園地域）」及び「海岸帯（沿岸地域）」の4つの地域として認識することができます。

「高山帯・亜高山帯」は、標高がおおむね1,200mを超える山岳地域で、本県では、奥羽山脈に連なる蔵王連峰や船形山、栗駒山などが該当し、優れた自然景観に加え、多くの野生生物が生息・生育していることから、国定公園や県立自然公園に指定されています。

「山地帯」は、標高がおおむね300mから1,200mまでの範囲で、北上山地と阿武隈山地、奥羽山脈の山腹を占め、冷温帯落葉広葉樹林をはじめとする森林に広く覆われており、低標高域では、戦後植栽されたスギやアカマツなどで構成される人工林が広範囲に見られます。

「丘陵帯」は、標高がおおむね300m以下で県土のほぼ中央部を占め、古くから開発の手が加えられ、自然林の伐採跡地に生じたコナラ、クリの二

次林やスギ、アカマツの人工林と農耕地が混在する里地里山の自然景観が広がっています。また、藩政時代以降、生活の基盤として利用されてきた「平野帯」では、県中部から北部に広がる仙台平野を中心に水田や畑地が広がり、北部には伊豆沼・内沼、蕪栗沼・周辺水田、化女沼の3つのラムサール条約湿地があります。なお、これら両地域帯では、社会経済活動の進展に伴う道路整備や林地開発、山村の過疎化などにより、在来野生生物の生息環境に変化が生じており、特に、イノシシ、ニホンジカなどの生息域が拡大し、農林業被害が増加する事態も生じています。

「海岸帯」は、海岸線が複雑で断崖の多いリアス海岸の北部沿岸地域（岩手県境の気仙沼市から石巻市まで）と川や隣接海岸から運ばれた土砂が波や風の働きによって海岸線に沿ってたい積した砂浜海岸の中南部沿岸地域（石巻市から福島県境の山元町まで）に二分されます。なお、気仙沼市から石巻市の牡鹿半島に至る沿岸部は、三陸復興国立公園に指定されています。さらには、平成30年に、南三陸町の志津川湾が県内4番目のラムサール条約湿地に登録されました。

第2節 令和5年度に講じた施策

1 健全な生態系の保全及び生態系ネットワークの形成

(1) 健全な生態系の保全

○ 保護地域制度による保全

自然保護課

① 自然公園

優れた自然の風景地の保護・利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物多様性の確保に寄与することを目的に、「自然公園法」（昭和32年法律第161号）に基づく国立公園（我が国を代表する傑出した自然の風景地）1か所、国定公園（国立公園に準ずる優れた自然の風景地）2か所、「県立自然公園条例」（昭和34年宮城県条例第20号）に基づく県立自然公園（国立・国定公園以外で県内にある優れた自然の風景地）

8か所、計11か所、面積171,201ha（県土面積の約23.5%）を指定しています。

これら地域における優れた自然の風景地を保護するため、地域内での開発行為等について、特別地域内の場合は許可、普通地域内の場合は届出の制度を設けており、令和5年度の許可・届出の総件数は308件です。

また、貴重な高山植物等を保護するため、特別保護地区内はすべての植物について、特別地域内は一定の植物を指定し、その採取等を原則として禁止し、盗掘の防止を図っています。



▲図2-3-2-1 自然公園位置図

② 県自然環境保全地域・緑地環境保全地域

優れた自然環境や市街地周辺の緑地を保全するため、自然環境保全条例に基づき、県自然環境保全地域として16地域8,574.17ha、緑地環境保全地域として11地域10,922.95ha、計27地域19,497.12ha（県土面積の約2.6%）を指定し（図2-3-2-2）、自然公園と同様、地域内において一定の行為を行う場合の許可・届出の制度を設けており、令和5年度の許可・届出の総件数は9件です。



▲図2-3-2-2 県自然環境保全地域・緑地環境保全地域位置図

○ 生態系保全対策の推進

① 自然公園

自然保護課

栗駒国定公園の特別保護地区に指定されている世界谷地湿原は、近年、湿原の乾燥化やヨシ・ササの侵入により湿原植生の衰退が進行しています。

そのため、世界谷地湿原の保全のためのヨシ・ササの刈取作業を実施しました。

② 森林

森林整備課

森林は、多種多様な動植物や微生物の生育・生息の場となっており、森林生態系として存在することにより、生物多様性が保全されています。そのため、県では、多様な森林の整備に向け、「ナラ枯れ」や「松くい虫」による被害木の伐倒処理、林内から搬出による景観向上を図ったほか、人工造林や間伐等の森林整備に取り組んでおり、令和5年度の森林整備面積は3,338haとなっています。

▼表2-3-2-1 森林整備面積

単位：ha

区分	令和4年度	令和5年度	前年度比
人工造林	309.30	290.40	▲18.90
間伐	3,063.73	3,047.91	▲15.82
合計（森林整備面積）	3,373.03	3,338.31	▲34.72

③ 河川

河川課

河川が本来有している生物の生育・生息・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を目的として、河川工事等の実施に当たっては、「多自然川づくり」を推進しています。

(2) 生態系ネットワークの形成

自然保護課

生態系を構成する野生生物が、その種を適切に後世に継承していくためには、生態系自体が適度な広がりを持ち、かつ他の生態系と適度に近接あるいは連続している状況が望まれます。

そのためには、適切な規模の保護地域を確保しながら、開発行為等を自然環境の保全に配慮したものに誘導し、生物多様性に富む里地里山や水辺などの身近な自然環境の保全・再生を積極的に進めるなど、多様な生態系を様々な形で連続させる生態系ネットワークの形成が求められています。

この生態系ネットワークの形成に向け、本県は、平成14年3月に「宮城県自然環境共生指針」を策定し、生態系ネットワークの実現を重要課題に位置付けました。その後平成18年度に、この指針を「宮城県自然環境保全基本方針」に改定し、生態系ネットワーク形成を施策の基本目標の1つ

として明記し、改めて、「保全地域」「回復地域」とその両者を結ぶ「コリドー（生態的回廊）」で形成される生態系ネットワークの考え方を示しました。

(3) 天然記念物の保全

文化財課

動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、地質鉱物等のうち、学術上価値の高いものについては、「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）や「文化財保護条例」（昭和50年条例第49号）に基づき、天然記念物に指定されます。

天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をするときは、国指定の天然記念物については文化庁長官、県指定の天然記念物については、県教育委員会の許可が必要になります。

また、市町村指定の天然記念物については、その市町村の条例の規定によります。

▼表2-3-2-2 宮城県の天然記念物の指定の状況

指定 種別	国	県	市町村	計
動物	7	1	4	12
植物	15	29	204	248
地質鉱物	6	3	5	14
計	28	33	213	274

▼表2-3-2-3 宮城県の天然記念物の現状変更許可件数の状況

許可 種別	国	県	計
動物	8	0	8
植物	0	1	1
地質鉱物	0	0	0
計	8	1	9

▲十八鳴浜
(気仙沼市大初平)▲八景島暖地性植物群落
(石巻市雄勝町)

2 生物多様性の保全及び自然環境の保全・再生

(1) 生物多様性保全のための総合的な取組

自然保護課

私たち人間を含めた生物が生息する自然は、森や川、海などの多様な環境の中で様々な生きものが生息・生育し、それぞれが自然を介して他の生きものとの間に様々な関わりを持っており、このような状態を生物多様性と言い、私たちはそこから様々な恵みを受けています。

そのため、豊かな自然を守り育て、自然の恵みを上手に使い、将来に引き継いでいくことを基本方針として、平成27年3月に「宮城県生物多様性地域戦略」を策定、令和2年3月に第一次改訂し、生物多様性の保全等の取組を実施しています。また、2022年の第15回生物多様性条約締約国会議で採択された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」において、2030年までに、生物多様性の損失を回復軌道にのせる「ネイチャーポジティブ」が目標として掲げられ、それを踏まえて「生物多様性国家戦略2023-2030」においても、「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の方針が打ち出されました。県としても、この方針を推進するため、令和6年度に地域戦略の第二次改訂作業を行い、積極的に取り組みを展開していきます。

また、生物多様性を体感することができる施設を掲載した「みやぎの生物多様性施設マップ～宮城県の自然とふれあおう～」を配布するとともに、生物多様性について紹介する「生物多様性普及・啓発パネル」を貸し出しています。

さらに、フォーラムを開催し、学識経験者等による講演を行ったほか、地域の自然環境の保全活動など、生物多様性の保全の取組を行った各学校の表彰、生物多様性に関する学習イベントを開催し、普及・啓発に努めました。

その他、令和4年4月より第13次宮城県鳥獣保護管理計画がスタートしました。引き続き、第二种特定鳥獣管理計画に基づく野生鳥獣の適切な保護管理や鳥獣保護思想の普及啓発、傷病鳥獣の野生復帰に取り組むなど、野生生物保護対策を推進しています。

(2) 在来野生生物の保護管理・保存

○ 希少野生生物の保護

自然保護課

我が国では、平成3年に「日本の絶滅の恐れのある野生生物－レッドデータブック－（脊椎動物及び無脊椎動物）」が発行され、平成4年には「絶滅の恐れのある種の保存に関する法律」（平成4年

法律第75号)が施行されるなど全国レベルにおける数々の施策が展開されてきました。

県は、平成12年度に「宮城県の希少な野生動植物—宮城県レッドデータブック—」を作成し、続いて平成20年度から希少野生動植物等の生息・生育状況調査を実施し、平成24年度に東日本大震災前の生息状況を取りまとめた「宮城県レッドリスト」を作成しました。その後、震災後の調査結果を反映した「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物 RED DATA BOOK MIYAGI 2016」(いわゆる宮城県レッドデータブック改訂版)及び同普及版を平成28年3月に作成し公表しました。

さらに、レッドデータブック作成後の生育状況の変化については、毎年の調査結果に基づき、カテゴリなどを見直しレッドリストとしてまとめ、公表することで希少野生動植物保護の取組に必要な基礎資料としています。最新のレッドリスト掲載種数は植物656種、動物456種、植物群落188数となります。

また、一般県民などからの希少野生生物の保護に関する照会に対して、指導・助言を行い、希少野生生物種の保護と普及啓発に努めています。特に、イヌワシ、クマタカ、オオタカなど、希少猛禽類の保護を図るため、開発行為の事業者等に対して、その保護を要請するとともに、営巣期には工事を行わないなど、事業との調整等を行っています。

○ 鳥獣保護区等の整備

① 鳥獣保護区

鳥獣の適正な保護繁殖を図るため、県土面積の約20%に当たる145,387ha(92か所)を鳥獣保護区として指定しており、当該区域での狩猟行為を禁止するとともに制札の設置等を実施しています。

② 鳥獣保護区特別保護地区

鳥獣保護区の区域内での鳥獣の保護繁殖を図る上で特に重要な地域について、その生息環境を保全するため一定の行為が制限される特別保護地区として8,807ha(10か所)を指定しています。

③ 狩猟鳥獣(イノシシを除く。)捕獲禁止区域

イノシシのみの狩猟捕獲を可能とし、それ以外の狩猟鳥獣の狩猟捕獲を禁止する区域として4,888ha(4か所)を指定しています。

④ 休猟区

狩猟を一時的に禁止して、狩猟鳥獣の生息数の自然回復を促進し、狩猟の永続化を図るため必要に応じて休猟区を指定します。

⑤ 特定猟具使用禁止区域(銃)

住宅地周辺など銃猟による危険を未然に防止するため、銃による狩猟を禁止する区域として44,625ha(80か所)を指定しています。

⑥ 指定猟法(鉛製散弾)禁止区域

水鳥の鉛中毒事故を防止するため、鉛散弾を用いた猟を禁止する区域として18,663ha(74か所)を指定しています。

⑦ 指定猟法(鉛製ライフル弾)禁止区域

鉛製ライフル弾による猛禽類の鉛中毒事故を防止するため、鉛ライフル弾を使用した鳥獣の捕獲を禁止する区域として8,537ha(1か所)を指定しています。

○ 鳥獣保護対策

① 傷病野生鳥獣救護

様々な要因によって傷病を負った野生鳥獣のうち、治療が必要なものについては、県内10か所の動物病院等の協力を得て治療を行い、治療を終えた野生鳥獣のうち早期野生復帰が困難なものについては、県民ボランティアである「アニマルレスキュー隊員」に一時飼養を依頼しています。

また、感染症防止の観点から、全国的な高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて野鳥の監視強化を図るとともに、死亡野鳥及び飛来野鳥の糞便を回収し、簡易検査(サーベイランス)を実施しています。

② 野生鳥獣の保護管理

●ニホンザル

「第五期宮城県ニホンザル管理計画」に基づき、「追い上げ」等諸対策を実施しています。

●ツキノワグマ

「第四期宮城県ツキノワグマ管理計画」に基づき、計画期間内捕獲頭数の管理を行っています。

●ニホンジカ

「第三期宮城県ニホンジカ管理計画」に基づき、平成23年度から個体数調整を実施しています。

●イノシシ

「第四期宮城県イノシシ管理計画」に基づき、平成23年度から個体数調整を実施しています。

(3) 自然環境の再生

○ 伊豆沼・内沼自然再生

自然保護課

伊豆沼・内沼は、ハクチョウ類やガン・カモ類など国内有数の多くの水鳥の渡来地として、県自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区特別保護地区及び国の天然記念物の指定を受け、また、国際

的に重要な湿地として、1985年にラムサール条約湿地に登録されています。

平成20年度に地域住民、専門家、NPO及び関係行政機関等の多様な主体の参加と連携により自然再生を進める「自然再生推進法」(平成14年法律第148号)に基づく自然再生協議会が設立、平成21年度には同協議会において「伊豆沼・内沼自然再生全体構想」が策定されました。県は平成22年度に「伊豆沼・内沼自然再生事業実施計画」を策定し、これまで沈水植物の増殖・移植、水生植物の適正管理、水質改善効果検討調査、外来生物駆除等を実施し、その効果を検証するための各種のモニタリング調査を行ってきました。

令和2年3月には、これまでの成果及び課題をとりまとめ、今後10年間の事業計画を示した「伊豆沼・内沼自然再生全体構想」(第2期)が策定され、これを踏まえ県では、「伊豆沼・内沼自然再生事業実施計画」(第2期)に改訂し、令和2年度からは、これまでの事業を継続するとともに、エコトーン(湖岸域)の造成や水生植物園の整備等にも取り組んでいます。



▲エコトーン造成作業の様子



▲蒲生干潟の空中写真
平成23年3月12日撮影(国土地理院撮影)

○ 蒲生干潟自然再生

蒲生干潟は、国指定鳥獣保護区特別保護地区及び県自然環境保全地域に指定され、国際的にも重要な野鳥の中継地、繁殖地、越冬地となっています。

平成17年度に、自然再生推進法に基づく自然再生協議会が設立され、平成18年度には同協議会において「蒲生干潟自然再生全体構想」を策定しました。

平成20年には干潟を中心とした水域及び、砂浜を中心とした陸域の環境修復に向けた自然再生事業を導入してきましたが、東日本大震災により整備した施設が全壊したことから整備事業を中止しています。

令和3年度には自然再生協議会を再開し、有識者や民間団体等と連携しながら東日本大震災から回復しつつある蒲生干潟の生物多様性の保全を目指しています。

○ 金華山島生態系保護保全対策

金華山島は、その全域が三陸復興国立公園の特別保護地区を含む特別地域に指定されており、ブナ・モミ・イヌシデ等が典型的な垂直分布を示す原生的自然林と野生のニホンジカやニホンザルが生息する生態学的にすぐれた地域です。

しかし、ニホンジカがブナ等の稚樹を採食するため、後継樹が育たず、年々草原化が進行しつつあることから、稚樹をニホンジカの採食から守るための防鹿柵を設置しています。この防鹿柵の維持管理を行うとともに、柵内の植生状況の確認を実施しました。



▲蒲生干潟の空中写真
令和4年11月撮影(宮城県撮影)

3 自然資本の活用と価値創造

豊かな自然環境を地域文化とともに次世代に引き継ぐために、多様な主体による協働の取組や自然とのふれあいの推進、環境に配慮した持続可能な農業の取組を推進します。また、生態系ネットワークの形成や生物多様性の保全等に向け、地域の自然環境を保全する活動を効果的に推進するため、行政や県民、民間団体及び専門家等の地域の多様な主体が自然環境の現状に関する情報を的確に把握し、互いに共有し、緊密な連携による協働を図ります。

(1) 新たな木材利用や再生可能エネルギーの地域内循環

○ 木材の有効利用の促進

木材は、他の資材に比べ加工に必要なエネルギーが少なく、また、公共建築物や住宅等に利用することによって、森林が吸収した炭素を長く貯蔵することができる環境に優しい資材です。

人工林の多くが利用期を迎える中、CLT（直交集成板）等の新たな利用技術の開発が進むなど、積極的に木材を利用し、森林資源の循環利用を推進する環境が整いつつあります。

県では、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）に基づく「宮城県の建築物における木材利用の促進に関する方針」を定め、公共や民間建築物等での県産材製品の利用を推進しています。また、関係団体や木材関連企業と連携し、建築資材の安定供給に向けた県産材の生産拡大や木質バイオマスの利用促進、木材に関する情報提供や木づかい運動等の普及活動を実施しています。

① 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業

林業振興課

県産材を利用した健康で快適な木造住宅を普及するため、県産材を一定量以上使用した新築一戸建て木造住宅や、木造住宅等をリフォームする建築主に対し、費用の一部を助成しました。

※補助内容の詳細については、林業振興課のホームページにて御覧いただけます。

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ringyo-sk/miyagizai-hozyo.html>)

- 令和5年度実績
- ・交付決定数437件（うちリフォーム5件）
 - ・県産材使用量：約6,942㎡

② みんなで広げる「木育」活動推進事業

林業振興課

子供たちに木に触れる機会を提供することにより、木を身近に感じ、木材の良さを知ってもらうため、県産材を活用した木製品等を用いた木育活動の普及促進や、民間施設の木質化等に要する費用の一部を助成しました。

- 令和5年度実績
- ・木育活動支援：8件
 - ・内外装木質化・木製品配備：3件



▲子どもたちへの木育活動

③ みやぎCLT普及促進事業

林業振興課

CLTやLVL（単板積層材）等の新たな技術による県産材の利用を促進するため、これら県産材を活用する建築物の建設に要する経費の一部を助成しました。

- 令和5年度実績
- ・CLT等建築支援：2件
 - ・CLT活用技術開発支援：2件



▲新たなCLTの活用技術の開発

④ みやぎ型木質バイオマススマートタウン構築事業（再掲）

林業振興課

未利用間伐材等の木質バイオマスを利用することは、地球温暖化の防止に貢献するだけでなく、

森林資源の有効活用と地域産業の活性化にも寄与するため、木質バイオマス安定供給のための未利用間伐材等の収集・運搬経費や、木質バイオマス集荷システムの構築に向けた事業体等のネットワーク形成を支援しました。

○令和5年度実績
・木質バイオマス供給システム支援：10件（6,994㎡）



▲木質バイオマスボイラー

(2) 豊かで持続可能な海づくり

○ 漁場環境の監視と漁場がれきの撤去

水産業基盤整備課

沿岸漁業や養殖業の盛んな沿岸域や河川の漁場環境を保全するためには、継続的なモニタリング調査を行い、環境が適切に保たれているか監視する必要があります。

このため、海面では気仙沼湾、志津川湾及び松島湾において、水質や底質、底生生物等のモニタリング調査、また、内水面では鳴瀬川と広瀬川において魚類生息状況調査を行い、漁場環境の推移を監視するとともに、水質汚濁防止に関する指導を実施しています。

また、東日本大震災によって失われた藻場・干潟の再生事業や漁場内に流入したガレキの撤去事業などを支援し、漁場環境の復旧にも努めています。

(3) 都市と農山漁村の相互連携

○ 中山間地域の総合対策 農山漁村なりわい課

中山間地域は、過疎化・高齢化に伴う農業の担い手不足や、地理的条件が不利なことから、耕作放棄地の増加、農林業生産活動の停滞、さらに地域活力の停滞が大きな課題となっています。

このような状況を踏まえ、地域の特性を活かした農林業の振興をはじめ、農業生産基盤や生活環境基盤の整備等、定住化に関する施策を推進するとともに、国土保全や水源のかん養など、中山間地域の有する多面的機能の維持を図っています。

▼表2-3-2-4 中山間地域に対する主な事業の実施状況

事業名	実施地域	内容
中山間地域等直接支払交付金事業	白石市ほか12市町	耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保、担い手育成による農業生産活動の維持等
中山間地域総合整備事業	川崎町	ほ場、水路、集落道等の生産・生活環境基盤の整備
みやぎの地域資源保全活用支援事業（基金）	県下中山間地域等	地域住民活動を推進する人材の育成及び農地や土地改良施設が有する多面的機能の維持・保全活動への支援

○ 都市農村交流による持続可能な農山漁村づくり

農山漁村なりわい課

農山漁村の自然や食、伝統文化などを通じて、農山漁村と都市住民や企業との交流を促進し、農山漁村の活性化を図っています。

豊かな自然に触れ、農林漁家民宿・農漁家レストランで食を楽しんだり、地元住民と一緒に農作業や郷土料理づくりなどの体験活動を行うことで、日常の生活で失いがちな「ゆとり」や「やすらぎ」などを感じることができます。

こうした交流を通じて、農山漁村の住民が、農業や地域の魅力を再認識し、その魅力を一層高めていこうとする活動に取り組むことで、地域に活気が生まれています。

令和3年度からは、みやぎ農山漁村交流拡大推進プランに基づき、都市と農山漁村の交流の促進や交流活動を行う地域の体制づくり、情報発信の強化などに取り組んでいます。

4 自然環境における気候変動の影響への対策

(1) モニタリングによる自然生態系への影響把握

自然保護課

宮城県は、県自然環境保全地域の特別地区のうち、特定の野生動植物を保護するために野生動植物保護地区を指定し、その捕獲及び採取を禁止し

ています。

県では、「魚取沼のテツギョ」及び「御嶽山のアズマシャクナゲ」が、野生動植物保護地区の対象種として指定され、令和5年度は「御嶽山のアズマシャクナゲ」の生育環境の調査を実施しました。



▲魚取沼のテツギョ



▲御嶽山のアズマシャクナゲ

5 やすらぎや潤いのある生活空間の創造

(1) 憩い空間の整備・充実

○ 都市公園の整備

都市環境課

ライフスタイルや価値観の変化に伴うニーズの多様化とともに、環境、防災、景観などの側面において緑とオープンスペースが果たす機能の重要性が再認識されており、これらに対応できる都市公園の整備が求められています。このため、次に示す5つの視点から、地域バランスも考慮しつつ公園を配置し、整備を進めています。

また、これらの機能を十分に果たせるよう、適正に公園の管理運営を行います。

●環境

すぐれた自然環境を構成する緑地の保全・保護

●レクリエーション

日常生活圏及び広域圏におけるレクリエーション・コミュニティ活動空間となる緑地の整備

●防災

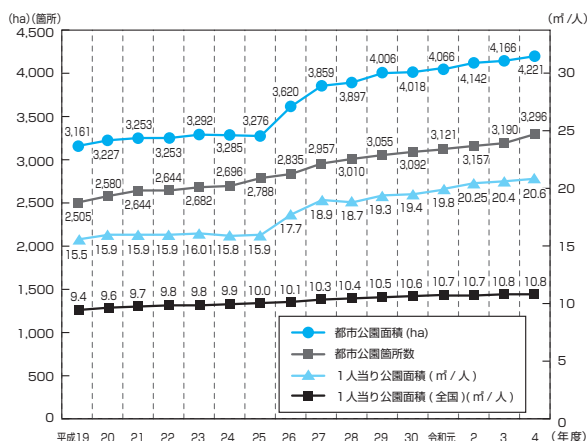
都市災害や自然災害の防止や緩和及び避難地や防災拠点となる緑地等のオープンスペースの整備

●景観

すぐれた景観資源の保護・保全

●歴史文化

地域の歴史や文化的資源と結びついた地区の保全



▲図2-3-2-3 都市公園開設の推移

○ 親水空間の整備

河川課

河川の豊かな自然環境は、多様な動植物の生息・生育及び繁殖環境を支えるとともに、美しい景観を形成しています。人々が河川に近づき自然と親しむことができるよう、環境学習や癒し等の場として、親水空間の整備を推進していきます。

○ 港湾における緑地の整備

港湾課

緑地は、建造物を与える景観的圧迫感を緩和させ、単調な空間に変化を与えることで、港湾で働く人に快適な就労環境を提供するとともに、憩いの場やスポーツなどレクリエーションの場として、広く県民に利用されています。

このように県民に親しまれるウォーターフロントを形成するための主要施設として、緑地の整備を進めています。

▼表2-3-2-5 港湾内の主な緑地・公園

港名	緑地・公園名	面積	施設概要
仙台塩釜港 (仙台湾区)	中央公園 (NX仙台湾パーク)	8.6ha	展望台、親水広場、テニスコート等
	湊浜緑地 (ツアー・ウェーブ・湊浜パーク)	6.3ha	階段護岸等
	向洋親水緑地 (やまやシーサイドパーク)	3.2ha	駐車場、展望台等
仙台塩釜港 (塩釜港区)	中の島公園	2.6ha	野球場、テニスコート等
	港地区親水緑地 (湾ダフルしおがま浜公園)	3.1ha	親水護岸、多目的広場等
仙台塩釜港 (石巻港区)	雲雀野東緑地	10.2ha	(整備予定)
	雲雀野西緑地	13.8ha	(造成中)

○ 海岸環境整備事業

港湾課

高潮、波浪等の自然災害から国土及び海岸環境、沿岸住民の生命・財産を守るとともに、快適な海浜利用の増進を図るため、海岸保全施設（環境整備施設）の整備を実施しています。緑化や一部を緩傾斜堤などにするすることで、自然景観やその他の周辺景観に配慮した施設を整備するなど国土保全との調和を図りながら県民に親しまれる魅力のある海岸環境の形成を進めています。

▼表2-3-2-6 主な海岸環境整備施設

事業	海岸名	地区	施設概要
港湾	仙台塩釜港塩釜港区海岸	柱島(前浜)	人工リーフ、階段護岸、遊歩道
		寒風沢(前浜)	離岸堤、海浜護岸
	仙台塩釜港仙台区海岸	湊浜	離岸堤、親水護岸、遊歩道
	仙台塩釜港石巻港区海岸	東浜	離岸堤、突堤
		西浜	離岸堤、突堤
	仙台塩釜港松島港海岸	松島	護岸

○ 道路緑化の推進

県は、森と海の豊かな自然に恵まれた地域の特性を踏まえ、自然環境・生活環境といった様々な視点から、未来に誇れる強く美しい県土づくりを目標に掲げ、社会資本整備を行っています。

道路緑化については、地域住民と行政が「共に考え、共に創り、共に育む」をモットーに、県土の豊かな緑を活かし、都市と自然が調和した独自性のある道路環境となるよう、地域住民と協働して緑化作業を実施します。

○ アドプト・プログラムによる環境保全活動の支援

アドプト・プログラムは、散乱ごみの増加と清掃費用の増大という課題のあったアメリカ合衆国テキサス州交通局が1985年に発案し、住民に協力を呼びかけた活動に端を発しています。地域の住民等が高速道路の一定区間の面倒をみる(=清掃・美化する)という道路美化システムであり、「養子縁組をする」意のadopt(アドプト)から命名されています。

この取組は他国へも普及するとともに、活動の場も道路だけでなく、河川や公園等の公共スペースにおいても浸透しています。

県は、道路、河川、都市公園及び港湾等においてアドプト・プログラムを導入しており、サポーターの傷害保険加入、活動区域の表示板設置、ホームページ等各種媒体によるPR活動を支援し、活動意欲の高揚や普及に取り組んでいます。

① みやぎスマイルロード・プログラム

道 路 課

県管理道路上の道路美化活動に意欲のある個人、団体(環境ボランティアサークル、町内会、商工会等)、学校及び企業等を広く募集し、「スマイルサポーター」として認定し支援するもので、自発的活動を旨としています。

また、活動区域の存する市町村は、ごみ袋の支援やごみの回収・処分など、可能な範囲でスマイルサポーターを支援しています。

令和5年度は、423団体が活動し、昨年度に比べて4団体増加しました。



▲スマイルサポーターによる活動の様子

② みやぎスマイルリバー・プログラム、みやぎスマイルビーチ・プログラム 河 川 課

県管理河川・海岸の一定区間において、空き缶やごみの回収、草刈り、清掃などの美化活動等を定期的に行い、良好な環境づくりに積極的に取り組む団体(環境ボランティアグループ、商店街、職場の仲間、企業、NPO等)をスマイルサポーターとして認定し、市町村と協力して必要な支援を行っています。

令和5年度は、238団体が活動し、昨年度に比べて6団体増加しました。

③ みやぎふれあいパーク・プログラム

都市環境課

県立都市公園の清掃活動や美化活動に意欲のある団体・個人を「ふれあいサポーター」として認定し、定期的に行われる公園内の清掃活動や緑化活動など、公園内を清潔で良好な状態に維持するための活動を支援しています。関係市町には、住民に対する広報誌などでの周知活動やふれあいサポーターへの助言などの協力をお願いしています。

令和5年度は、16団体が活動しました。

④ みやぎスマイルポート・プログラム

港 湾 課

県管理港湾・海岸の一定区画において、空き缶やタバコの吸殻などのごみ拾い、草刈り、樹木の剪定などの美化活動等を定期的に行い、良好な環境づくりに積極的に取り組む団体(環境ボランティアグループ、NPO、自治会、企業等)をスマイルサポーターとして認定し、サポーターの傷害保険加入やホームページ等各種媒体による活動のPRを行うなど市町と協力して必要な支援を行っています。

令和5年度は47団体が活動しました。



▲スマイルポート活動の様子

(2) 美しい景観の形成

○ 景観行政の推進

都市計画課

美しい景観は、県民共有の資産として、現在及び将来の県民がその恩恵を享受できるよう、形成を図っていくことが必要です。

県は、このような理念を掲げた「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」(平成21年条例第44号)に基づき、平成24年3月に、美しい景観の形成に関する施策を総合的、計画的及び広域的に推進するため、「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針」を策定しました。同方針では、景観づくりの主役を地域の住民と位置付け、市町村が住民等と協働して景観づくりの中心的な役割を担うものとしています。そのため、県は、市町村の景観行政団体への移行を支援するほか、市町村による景観形成への取組の支援や、「景観アドバイザー」の派遣、セミナーの開催など様々な啓発事業の実施により、県民意識の醸成に努めています。

●景観行政団体

景観法(平成16年法律第110号)に基づく、景観計画の策定等景観行政に取り組む地方自治体

●県内の景観行政団体

宮城県 16市町

○ 屋外広告物への規制

都市計画課

屋外広告物は、有益な情報の伝達や街の賑わいを創出するものですが、一方で、無秩序な屋外広告物の氾濫は、街の美観を損ねるものとなります。

県は、「屋外広告物法」(昭和24年法律第189号)及び「屋外広告物条例」(昭和49年条例第16号)に基づき、屋外広告物の表示・設置等に対して、地域の状況に応じた規制を行うことにより、良好な景観の形成、風致の維持及び屋外広告物による公衆への危害の防止を図っています。

同条例では、屋外広告物の設置を禁止する地域、一定の基準により許可を受けて屋外広告物の設置を認める地域等を定め、許可事務を通じ、屋外広告物の表示・設置に関し、適切な指導・監督を行っています。

また、住民との協働による景観づくりを推進するため、「みやぎ違反広告物除却サポーター制度」を設け、電柱等への違法なはり紙について、ボランティア団体による除却活動を支援しています。

あわせて、屋外広告物制度に関する普及啓発を進め、一般県民や業界団体等における意識の醸成を促し、屋外広告物設置の適正化と良好な景観の形成に努めています。

○ 電線類の地中化

都市計画課・道路課

日本の都市に比べ、欧米の都市の街並みが美しいと思える要因のひとつに、立ち並ぶ電柱と空を横切る電線の無いことがあげられます。道路から電柱・電線無くす無電柱化に対する要望は、歩行空間のバリアフリー化、避難路の確保等、都市防災対策及び良好な住環境の形成等のほか、歴史的な街並みの保全等、美しい景観形成の観点からも強く求められています。現在、県では、国土交通省が定める無電柱化推進計画(令和3～7年度)に基づき、まちなかの幹線道路や歴史的街並みを保全すべき地区等、良好な都市景観の形成を目的として電線共同溝事業を推進しています。

また、歩道が狭い、あるいは設置されていない道路のように、電線共同溝等の地中化による無電柱化が困難な箇所においては、裏配線や軒下配線等の整備手法が有効であることから、地中化以外の無電柱化手法も活用して整備を推進しています。

6 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり

(1) 多様な主体の協働による自然保護の取組

自然保護課

○ みどりのクニづくり事業構成施策事業

① 百万本植樹事業

「百万本植樹事業」は、県土緑化の先導的事业として、緑のネットワークを形成させるもので、令和5年度は、8市町村が管理する公共施設等の15か所において、2,297本の緑化木を配布及び植樹

第2部 持続可能な社会の実現に向けた県の取組

しました。

② 宮城みどりの基金

「宮城みどりの基金」は、県民総参加でみどりを育てる施策として、平成5年に設置されました。

基金の運用益等により、緑化思想の普及・啓発、森林・緑地等の整備などに活用されています。令和5年度末の基金造成額（残額）は、16,293千円となっています。

▼表2-3-2-7 みどりのクニづくり事業構成事業

区分	施策名	担当課（室）	事業期間	事業内容
みどりを まもる	みやぎ未来の森林整備事業	環境生活部 自然保護課	H2～	県内の拠点となる森林を整備し、県民の共有の財産として後世に継承する。
	野鳥の森維持管理事業		H6～	野鳥の森等の施設を維持管理して、県民がいつでも自然にふれあえる場を提供する。
	栗駒山自然景観保全修復事業		H5～	自然と景観を保全するとともに自然と人間のかかわりについて考える場を整備する。
	保安林整備事業	水産林政部 森林整備課	H5～	保安林機能の維持増進と潤いのある自然環境の創出を図る。
	県有防災林管理事業		—	海岸沿い等に造成された森林の公益的機能の維持・増進を図る。
みどりを ふやす	百万本植樹事業	環境生活部 自然保護課	H5～	家族及び地域の緑化を推進し、快適な生活空間の醸成を図り緑化思想の啓発、人と環境にやさしい県土づくりを促進する。
		土木部 都市計画課・都市環境課	H5～H20	県の各種公共施設に積極的に植樹を行い、緑の量と質の確保を展開することにより、身近な環境の改善、良好な環境の創造を図る。
	都市公園整備事業	土木部 都市環境課	—	都市環境の改善、県民レクリエーション需要に応える広域公園を整備する。
みどりを 育てる	みやぎ森林とのふれあいフェスティバル開催事業	環境生活部 自然保護課	H5～H18	緑の文化創造のアプローチプラザとしてみどりの関連行事を一本化して緑の大切さをアピールするため開催する。
	宮城みどりの基金造成事業		H5～	緑化運動の展開を通じて基金の造成を図り、みどり資源のもつ環境・文化的資源の価値を高めみどり豊かな県土をつくる。
	自然とのふれあい事業		H11～	自然教室や自然観察会など、広く県民に対して自然とふれあう機会を提供することにより、自然保護思想の普及啓発を図る。

▼表2-3-2-8 百万本植樹事業実績表

＜過年度実績表（平成5年～令和5年）＞

事業区分	事業場所	事業内容	植栽本数
市町村等公共施設緑化木配布	仙台市 外 926か所	市町村立公園・諸施設等への緑化木配布	166,858本
県有公共施設緑化事業	東北歴史博物館 外 114か所	庁舎・諸施設等への植樹	38,521本
合 計	1,040か所		205,379本

※平成23年度は中止

＜令和5年度事業実績概要＞

事業区分	事業場所	事業内容	植栽本数
市町村等公共施設緑化木配布	東松島市外 7市町	市町村立公園・諸施設等への緑化木配布	2,297本
合 計	15か所		2,297本

○ みやぎバットの森

地球温暖化防止など森林が有する多面的機能を持続させ、森林の整備・保全を社会全体で支える県民意識を醸成すべく、県民や企業などの多様な主体と協働して広葉樹の森づくりを推進するため、岩沼市で開催しました。

○ みやぎの里山林協働再生支援

社会貢献として森林づくり活動を希望する企業に対して、そのフィールドの斡旋を行い、候補林の追加登録や協定の締結等を行っています。

○ 自然公園等の環境保全

栗駒国定公園の世界谷地における植生変化への対応や湿原の乾燥化を抑止するため、ヨシ・ササの刈払いを山岳団体等のボランティアとの協働により行ったほか、山岳団体等の会員を山岳環境指導員として委嘱し、一般登山者の山岳環境の適正利用を啓発する山岳環境サポート事業を実施しま

した。

(2) 自然とのふれあいの推進

○ 森林環境共生育成

自然保護課

専門的な知識を有する指導者の育成確保では、森林を利用した自然体験や自然観察などの野外活動の指導や森林・林業の普及活動に寄与する専門家を育成するため、「森林インストラクター養成講座」を開催し、18人をインストラクターとして認定したほか、「みやぎ自然環境サポーター養成講座」は1回7人を対象に実施しました。

○ みやぎの世界湿地魅力発信事業

平成30年10月に新たに登録された志津川湾を含む4つのラムサール条約湿地（伊豆沼・内沼、燕栗沼・周辺水田、化女沼、志津川湾）の魅力を発信するため、「みやぎの世界湿地～ラムサール条約登録湿地マップ」を作成しました。



▲ラムサール条約登録湿地マップ

○ 自然の家 人と自然の交流事業

生涯学習課

県立3自然の家（蔵王・松島・志津川）では、季節ごとの登山やマリンスポーツ体験、野鳥観察などの自然体験活動を行っています。

参加者が豊かな大自然の中で、体験活動を行うことにより、自然環境保全の重要性について学び、環境と調和して生きていくことの大切さを実感できるよう、事業を展開しています。



▲志津川自然の家「シュノーケリング入門」の様子

○ 七ツ森里山環境学習林保全事業

自然保護課

県のほぼ中心部にある七ツ森県有林を「里山環境学習林」として位置付け、県民が身近に里山とふれあい、森林や自然環境を学習する場として、区域内の維持管理を行いました。

○ 農村環境保全等の協働活動

農村振興課

より多くの県民（地域住民）に農業・農村の魅力を再認識してもらい、農村環境の保全に対する理解向上を図るため、地域組織や学校教育と連携した体験学習や、農村環境保全に資する取組について支援を行っています。

令和5年度は、田んぼの学校や営農体験、出前

講座、学習会など、45回の協働活動により、農村環境保全等の協働活動への参加累計が66,042人に増加しました。

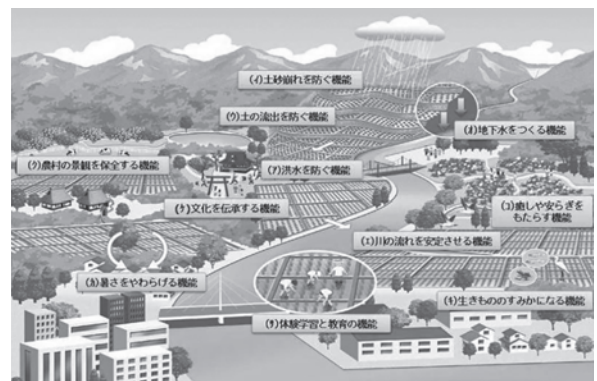
(3) 環境に配慮した農業・漁業への取組

○ 農業・農村が持つ多面的機能の維持・増進

農山漁村なりわい課

農業・農村は、農業生産のほかに、洪水の防止や美しい田園景観の保持、緑豊かで心安らかな場の提供、さらには環境・情操教育の場や伝統文化の継承等、様々な役割を持っており、それらは、農業・農村の多面的機能と呼ばれています。

平成19年度から「農地・水・環境保全向上対策」、平成26年度からは、「多面的機能支払交付金事業」を実施し、農地・農業用水等の生産資源や農村が有する自然環境・景観などの環境資源を持続的に保存するために、農業者だけでなく地域住民が一体となった共同活動を支援しています。



▲図2-3-2-4 農業・農村の多面的機能のイメージ



▲地元小学生による農業体験の様子

○ 環境にやさしい農業定着促進事業

みやぎ米推進課

適切な農業生産活動は、良好な自然環境を形成するとともに、景観や生物多様性・水環境の保全など自然環境の保全に大きな役割を果たしています。

平成11年に施行された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(平成11年法律第

110号)に基づき、たい肥等による土づくりと化学合成農薬や化学肥料の節減による環境負荷の低減を図る農業者の育成に努めてきました。

同法が令和4年7月に廃止され、併せて、同日に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進に関する法律(みどりの食料システム法)」(令和4年法律第37号)が施行されたことから、引き続き、当該法に基づき取組を推進しています。

また、県民の環境への関心の高まりに対応し、平成11年に制定した「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」において、化学合成農薬及び化学肥料の使用を低減した農産物を認証するとともに、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、国・市町村と連携して地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活用を支援し、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組の普及拡大に努めています。

○ 水辺の生態系の保全

農村振興課

平成13年6月に改正された「土地改良法」(昭和24年法律第195号)においては、事業実施の原則として「環境との調和への配慮」が位置付けられました。

ほ場整備事業等の農業農村整備事業を実施及び予定している地区について、市町村が作成した「田園環境整備マスタープラン」を基本に、事業実施に係る水生生物及び動植物等への影響に配慮する対策を示す「環境配慮実施方針」を作成し、生物等の生息環境の保全に配慮した事業を展開しています。

田園環境整備マスタープラン作成市町村：26市町村
環境配慮実施方針作成地区：183地区

(4) 防災・復旧事業の工事における自然環境への配慮

○ 復興事業における環境影響評価制度

環境対策課

環境影響評価は、「環境影響評価法(平成9年法律第81号)」により、事業者自らが大規模な開発事業の実施前に、環境に与える影響について、調査、予測及び評価し、環境に配慮した事業とするための制度です。しかし、通常では環境影響評価の対象となる事業でも、東日本大震災の被災地では迅速な事業実施が求められることから、被災地の復旧・復興事業においては、「東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)」による特例措置

が講じられています。

この特例措置では、対象事業について、簡素化した環境アセスメント(特定環境影響評価)を実施することとされています。特定環境影響評価は被災市町村が実施し、方法書・準備書・評価書の3段階である通常的环境影響評価の手続きを特定評価書1本に集約することができます。また、平均3年程度かかる手続きが1年程度に短縮され、適正な環境保全の配慮をしつつ、復興事業への迅速な着手がなされてきました。

本県においては、「常磐線(駒ヶ嶺～浜吉田)復旧事業」、「石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地地区画整理事業」の2件が特定環境影響評価の対象事業となっています。

「常磐線(駒ヶ嶺～浜吉田)復旧事業」は、東日本大震災により被災した東日本旅客鉄道株式会社常磐線について、線路を現在の位置よりも内陸側に移設して復旧することを目的とした事業です。本事業は平成24年度に特定評価書が提出され、平成28年度に供用を開始しており、平成29年度に環境影響評価事後調査の結果が公表されました。

「石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地地区画整理事業」は、被災者の速やかな生活基盤の形成を目的として蛇田地区に新たな市街地の整備を行うものです。平成25年度に特定評価書が提出され、造成が完了した箇所は平成29年度までに順次供用を開始しており、平成30年度に環境影響評価事後調査の結果が公表されました。結果の公表により、適正な環境保全上の配慮が行われていることが確認されました。

○ 自然環境に配慮した工事の実施

河川課

東日本大震災で被災した沿岸部の河川・海岸復旧工事に当たっては、「宮城県環境アドバイザー制度」を設け、各分野の専門家・学識者から、復旧工事における環境配慮事項について助言・指導をいただきながら、工事を実施してきました。

これまで取り組んできた環境配慮事例を記録・蓄積するとともに、今後発生しうる大規模災害の復旧、及び河川・海岸改修時の環境配慮指針として東日本大震災「宮城県河川海岸復旧・復興環境配慮記録誌」を取りまとめ、令和3年3月に公表しました。

令和3年度以降は、復旧工事において保全対策を実施した希少種について、河川・海岸パトロール時にモニタリングしていくこととしています。